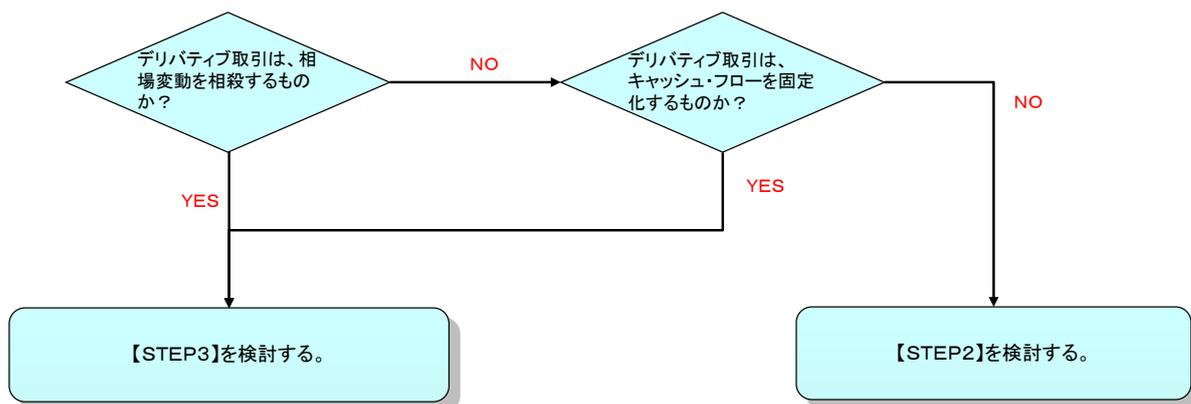


フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第27回】 「デリバティブ」

(※デリバティブに関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

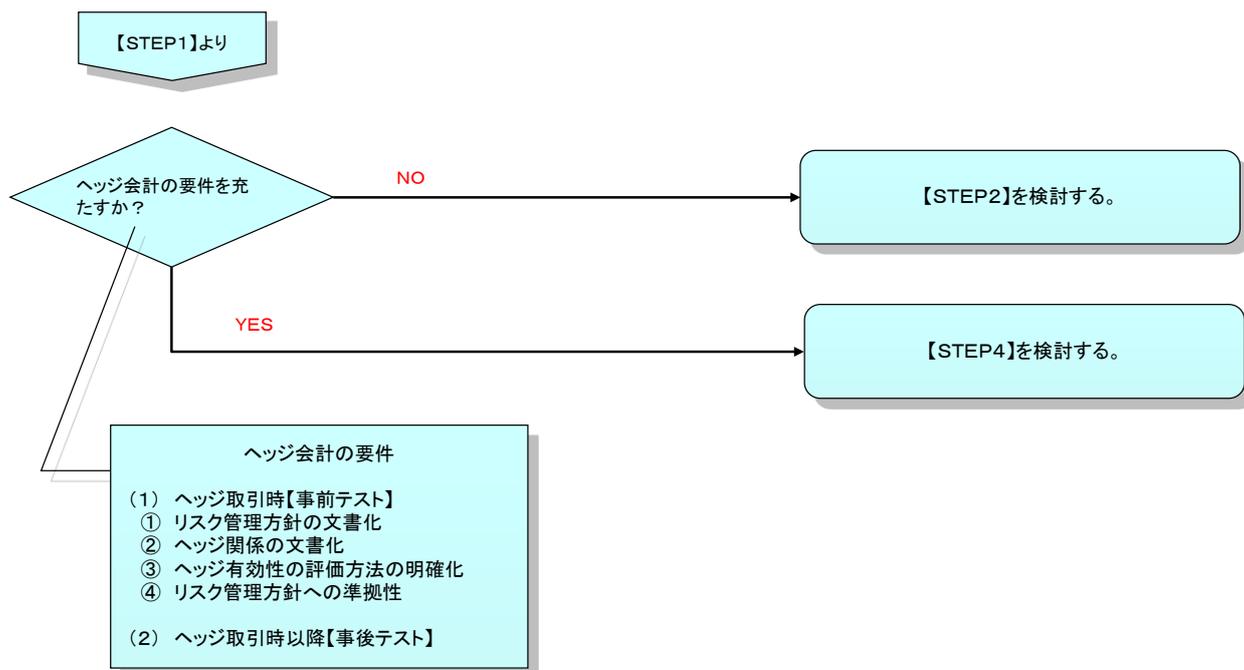
【STEP1】
キャッシュ
相場変動の相殺又は
キャッシュ・フローの固定化の有無



【STEP2】
時価評価

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、原則として時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、ヘッジに係るものを除き、当期の純損益として処理する。

【STEP3】
ヘッジ会計の要件



フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第27回】 「デリバティブ」

(※デリバティブに関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP 4】

ヘッジ会計の会計処理

ヘッジ会計とは、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法である。この方法を「繰延ヘッジ」という。

その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ取引の会計処理方法として、繰延ヘッジ以外にも「時価ヘッジ」という方法を選択することができる。

【STEP 5】

ヘッジ会計の中止

ヘッジ会計適用後、以下のような事態が発生した場合、ヘッジ会計の適用を中止しなければならない。

- (1) 当該ヘッジ関係が企業のヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった。
- (2) ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使のいずれかの事由により消滅した。

上記(1)又は(2)の事態が発生した場合には、ヘッジ会計の中止時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額はヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べる。

また、上記(1)の場合、ヘッジ会計の中止以降のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は発生した会計期間の純損益に計上しなければならない。

【STEP 6】

ヘッジ会計の終了

ヘッジ対象が消滅したとき又はヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額を当期の純損益として処理しなければならない。